

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業  
もしくは柔道整復業またはこれらの施術所は、原則として、  
限定的に認められた事項しか広告できません。

# つぎのような広告は違反です！

✕ 虚偽広告・・・事実とは異なる内容の表記

(例) 土日祝も夜間も休むのに「年中無休」「24時間施術」など

✕ 誇大広告・・・事実を不当に誇張したり、ことさらに強調して利用者に誤認を与える表記

(例) 「知事へ届出済みの優良施術所」など

✕ 比較優良広告・・・他と比べて優良である旨の表記

(例) 「府内で唯一●●に対応」「出張施術はここだけ」など

✕ 公序良俗に反する内容・・・わいせつ若しくは残虐な図画や映像または差別を助長する表現など

✕ 品位を損ねる内容の広告・・・品位を損ねる内容の表記

(例) 「交通事故無料」「今だけ駐車料金2時間無料キャンペーン」など

✕ 広告不可な名称・・・対象者を限定するものや医療機関と誤解されるような文言を用いた名称

(例) 「女性専門」「交通事故専門」「メディカル」「クリニック」など



©2014 大阪府もずやん



◀ 限定的に認められた事項など、詳しくは厚生労働省「あはき・柔整広告ガイドライン」をご覧ください。